

会 議 録

名 称	酒田市子ども・子育て会議（平成 26 年度第 1 回）	
議 題	<p>議事</p> <p>(1) 新制度の基準に係る府省令等について（市が定めるもの）</p> <p>①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について</p> <p>②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について</p> <p>③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について</p> <p>④子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準について</p> <p>(2) 子ども・子育て支援事業計画の骨子（案）について</p> <p>(3) 今後のスケジュールについて</p> <p>(4) その他</p>	
開催日時場所	平成 26 年 5 月 22 日（木）午前 10 時 00 分～午後 0 時 00 分 酒田市総合文化センター4 階 412 号特別室	
出席者	委 員	池田委員、藤井委員、赤松委員、北谷委員、近藤委員、山口委員、石垣委員、宮田委員、齋藤委員、加藤委員、武田世津委員、武田真理子委員、岩間委員、櫛引委員、村上委員
	事務局 (所管課)	子育て支援課
	関係課等	福祉課、健康課、学校教育課
会議の概要	※詳細別紙	
配付資料	<p>資料 1 新制度の基準に係る府省令等について</p> <p>資料 1-1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について</p> <p>資料 1-2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について</p> <p>資料 1-3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について</p> <p>資料 1-4 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準について</p> <p>資料 2 子ども・子育て支援事業計画の骨子（案）について</p> <p>資料 3 今後のスケジュールについて</p> <p>参考 1 子ども・子育て支援新制度について（平成 26 年 4 月内閣府作成資料）</p> <p>参考 2 事業者向け F A Q（よくある質問）（平成 26 年 5 月内閣府作成資料）</p> <p>参考 3 平成 26 年 1 月 24 日自治体説明会における主な質疑について（平成 26 年 5 月内閣府 H P 掲載資料）</p> <p>参考 4 委員提出資料（意見、情報等）</p>	
特記事項	傍聴者 2 名	

別紙

## 酒田市子ども・子育て会議（平成26年度第1回）（要旨）

- 1 開催日時：平成26年5月22日（木）午前10時00分～午後0時00分
- 2 場 所：酒田市総合文化センター4階 412号特別室
- 3 出席者：
  - 委 員 池田委員、藤井委員、赤松委員、北谷委員、近藤委員、山口委員、石垣委員、宮田委員、齋藤委員、加藤委員、武田世津委員、武田真理子委員、岩間委員、櫛引委員、村上委員（15名）
  - 酒田市 健康福祉部長、福祉課長、健康課長（代理）、学校教育課長（代理）、子育て支援課（事務局）
- 4 議 題：
  - 議事
    - (1) 新制度の基準に係る府省令等について（市が定めるもの）
      - ①特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準について
      - ②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について
      - ③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について
      - ④子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準について
    - (2) 子ども・子育て支援事業計画の骨子（案）について
    - (3) 今後のスケジュールについて
    - (4) その他
- 5 配付資料：
  - 資料1 新制度の基準に係る府省令等について
  - 資料1-1 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準について
  - 資料1-2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について
  - 資料1-3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について
  - 資料1-4 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準について
  - 資料2 子ども・子育て支援事業計画の骨子（案）について
  - 資料3 今後のスケジュールについて
  - 参考1 子ども・子育て支援新制度について（平成26年4月内閣府作成資料）
  - 参考2 事業者向けFAQ（よくある質問）（平成26年5月内閣府作成資料）
  - 参考3 平成26年1月24日自治体説明会における主な質疑について（平成26年5月内閣府HP掲載資料）
  - 参考4 委員提出資料（意見、情報等）

**【 午前10時00分 】**

○進行（子育て支援課長補佐）

時間になりましたので、はじめさせていただきます。本日はお忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。会議に先立ちまして、酒田市法人保育園保護者会連絡協議会で委員の交代がありましたので、新委員の池田様に委嘱状を交付いたします。

**【委嘱状交付】**

**【 開会 】**

○進行（子育て支援課長補佐）

これより平成26年度第1回子ども・子育て会議を開会いたします。暫時の間、進行を務めさせていただきます、子育て支援課 課長補佐の長村と申します。よろしくお願いいたします。

なお、本日は酒田市 PTA 連合会の小林委員、酒田特別支援学校 PTA の前田委員、特定非営利活動法人がくほれん with 酒田の佐藤委員、酒田市小学校長会の大通委員、酒田地区医師会十全堂の大滝委員より、欠席の連絡をいただいております。

20名の委員中15名のご出席をいただいております。過半数の委員が出席しており、子ども・子育て会議条例第7条第2項に定める定足数を満たしておりますので、会議を開催させていただきます。

また、本日は2名の方が傍聴されますことをご報告いたします。それでは次第に従いまして進めさせていただきます。

はじめに、健康福祉部長よりごあいさつを申し上げます。

○健康福祉部長

**【あいさつ】**

○進行（子育て支援課長補佐）

次第の「3. 議事」につきましては、議長の武田会長さんをお願いしたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

○会長

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

それでは議事に入ります。（1）新制度の基準に係る府省令等について、事務局より説明をお願いします。事前に資料が配付されておりましたので、説明は要点だけをお願いします。

○事務局（子育て支援課長）

**【資料1に基づき説明】**

## ○会長

基本的にこの基準については、次回の会議で市の基準の原案を示していただくということで、今日は市のご意見・ご提案ということよりも、まず国の基準がどういうふうに表示されているかということをお委員皆様と共有したいということで、ご説明と配布があったと思います。

ぜひ、委員の皆様からいろいろな視点でご意見をいただき、それをまた検討していただき、次回の会議で基準を作っていただくということになると思います。たくさんありますので、それぞれご意見の質が異なるかなと思うので、①から順番にご意見をいただくということによろしいでしょうか。

まず①の特定教育保育施設地域型保育事業の運営に関する基準についてということで、資料1-1の3ページから10ページまでの部分について何かご意見、ご質問、説明がほしいとか、これはどういう意味なのかというところを、或いは山形市の例が資料の中にありますので質問される方もいらっしゃると思いますが、まず①の部分のご意見とご質問いかがでしょうか。

市としては、国の基準で合理的な理由があれば上乗せで基準を決めることができるということも示されている。市の条例でどうするかを今後検討しなければいけないということでご意見ご質問をいただきたいと思いますが、特段無いようでしたら、次の②のところにも関連してきますが、特定教育保育施設の認定子ども園・幼稚園・保育所は皆様イメージがしやすいと思いますが、新制度でどうなるのかは酒田市でもまだ分からない部分が特定地域型保育事業だと思うんですが、市で認可をされるということなので、イメージとして資料1-2-②に入るが地域型保育事業がどのようなイメージで進んでいきそうなのかということをおし紹介いただければ委員皆様も議論がしやすいと思うがお願いできますでしょうか。

## ○事務局（子育て支援課家庭支援係主任）

子育て支援課元木です。資料1-2の地域型保育事業の基準について少し補足させていただきます。

今現在、具体的にどこの事業所が、この地域型保育事業を使って給付を受けていくかという話しまでは具体的なところは進んでいない。

今の時期に基準を定めるのは、これから5か年の計画で受給調整を図っていったときに新規でこういう事業を立ち上げたいという事業者が出てきてから基準を設定するのではなく、新制度の始まる前に基準を定めておくということで国より指示が出ているので、このタイミングで認可基準を設けておきたいというのが背景でございます。

事業の中味はそれぞれあるわけですが、家庭的保育事業所というのは、よく都会ではアパートの1室をお借りして少人数の子を預かるというような事業形態が見受けられます。

2番の小規模保育事業については、通常保育所は20人以上の定員なんですが、それより小さい保育所というイメージで、それぞれA型・B型・C型、3つの型が下の表に

載っていますが、この違いというものは、まず職員の資格で違ってくると理解しています。

3番の居宅訪問型保育事業については、家庭的保育は預かる人のお家とか場所で預かるのに対して、居宅訪問型というのは、お子さんがいる家庭に出張して居宅保育を行うのが基本ですので、保育者、保護者、子どもという一対一で見るような事業形態だと思います。

4番の事業所内保育所については、現在も市内に何か所か、勤務している方のお子さんを自分の会社の預かりスペースで看るという事業形態で行われていますが、新制度の給付が受けられる事業所内保育所というのは、勤務している労働者の子どもの他に地域の子どもの受け入れていくといった事業を行う所が対象になっていきます。

#### ○会長

ありがとうございます。補足説明をいただきまして、具体的にどこの事業所かということは、申請を受けて市が認可を行うということなので、これから新制度が始まってみないと分からないという部分があると思いますが、大きな背景としては別冊の参考1にもあるが、特に首都圏とか待機児童の解消ということもありこういうことも出てきているという背景も考えると、酒田市ではどうしたらいいのかというところは重要な課題で、全国と同じというのではなく酒田市の実情に合ったものを作っていくのかなと個人的には考えておりますので、現時点ではまだ不確定要素が多々あって何を基準に考えればよいか分からないというところもあるかも知れませんが、ぜひそれぞれの立場で①と②を合わせて特定教育保育施設、地域型保育事業も含めてご意見ご質問をお願いします。

#### ○石垣委員

『にこっと』のように一時保育をしているような所はこれには含まれないのですよね。

#### ○事務局（子育て支援課家庭支援係主任）

一時預かりについては今回の基準に無いが、地域の子ども・子育て支援事業で一時預かりの項目があるので、施設型給付とは別の子ども・子育て支援の方でみていくことになります。ただ出張とかされていますよね。そのあたりで居宅訪問型とかは可能性はあるのかなと考えていましたが。

#### ○石垣委員

出張の場合は、お母さんもいらっしゃるので完全な託児ではないわけですよね。

#### ○会長

居宅訪問型というのは、いわゆるベビーシッターのような形のイメージなんですかね。いろいろ問題にもなっていますが、違いますか。

#### ○近藤委員

解説する立場ではないが、居宅訪問型というのが出てきているのは、やはり、首都圏の方で保育スペースが無い、待機児童が増えているということで、主に、別紙の参考資料の国の子ども・子育て会議の方も、団体名で全国小規模保育協会あたりからの発想で国の事業として立ち上がってきている。

マンションの一室とかを保育スペースにして小さな保育事業を展開しながら、特に病児保育ということで訪問型事業を展開しています。そのお子さんの家庭に保育士が出向いてそこでお預かりをするというのが居宅訪問型で、体調不良のお子さんなので保育士が出向くという形で認可外事業者が個々に、言い方は悪いが、営利事業でやっていたが、そこに公費助成を取り入れていくというのが、今回の子育て支援の新制度の中に組み入れられるものです。

なので、各基準があって、個別のケースで基準に該当するのか。例えば職員が有資格者であるとか、そういった部分というのが判断材料になってきているのかなと思いますけど、可能性があればそういった事業については、先ほど保護者がいる、いないとあったが保護者のいない家庭に出張して保育を行う。中途半端だが頭の中で覚えている限りではそういったことです。

#### ○会長

ありがとうございました。フローレンス代表の駒崎さんの取り組みを近藤委員からご説明いただいた通りで、そういうところもニーズが非常に高いということでは酒田市ではどうなるのかというところだと思います。他に如何でしょうか。

もし特に①②のところがございますでしたら、山形市では特定教育保育施設の国の基準を地域型にも当てはめることを検討されているということですが、これについて市でもこれを参考に検討されているということだと思いますが。ご意見がなければ、③の所の、前回の会議の場で、北谷委員からも学童保育についてご意見をいただいて、今日も当日配布資料の4にも北谷委員から放課後児童健全育成事業の部分について、今日は佐藤委員が欠席で残念なんですけど、皆様からのご意見を佐藤委員にお伝えして事務局でもご検討していただきたい部分ですので皆様からご意見をいただきたいが如何でしょうか。

#### ○藤井委員

酒田市幼稚園連合会会長の藤井です。前回欠席したので、国の基準を見ましたが検討課題にもなっていたが、学童の支援の単位、子どもの人数40名以下ですよね。実際現状では、うちの子が亀ヶ崎小学校ですが1年生30数人だが、伺いたいのは、1施設の多い所は何名いて、支援員の方は何名なのか現状を把握したい。

というのは1年生にストレスを抱えている子がいるんですね。学童に行くのが嫌で学校にも行きたくなくなっている現状が、1人位しょうがないかなということなのか、実

は何人もいるのか、このことは早急に検討していただき、来年、具体的に何か取り組みをしていただきたいと思います。

#### ○会長

ありがとうございます。他に関連してありませんか。では、まず藤井委員のご質問で現状の人数、22ページに40人を超える学童保育所が10施設あるということで、その中の1施設であると思うんですが、支援員の人数も含めて、佐藤委員がいないので事務局の方で教えていただければと思います。

#### ○事務局（子育て支援課子ども支援係主任）

子育て支援課の菅原です。現在の学童保育所の人数、指導員の人数を説明します。人数が一番多い所ということが委員さんからありまして、亀ヶ崎学童に通っているということでしたが、4月1日現在、亀ヶ崎学童の人数が一番多くて87人となっています。

指導員は4~5人いる。酒田市の現状として、それ以外で80人を超えているところが亀ヶ崎を合わせて5か所あります。それ以外でも70人を超えているところもありまして、国の基準でありました40人という部分があるのですが、この基準で施設内で2クラスに分けるというのもあるが、酒田市の現状では分けてというところまでは至ってなくて、1年生~6年生まで一緒になって看ているという状況になります。

#### ○会長

ありがとうございます。大変厳しい現状を皆さんで共有できたと思うが、更に前回まで情報共有いただきましたが、指導員のスキルアップの課題もあるのではないかと指摘もありました。そもそもの施設とか人員体制も検討しなければいけないということで、国の基準の40人以下ということだとクラスを分けたりとか場所を増やしたりとか、先ほどの地域型保育は3歳未満対象ですので、学齢期とか3歳以上についても、特に学童については酒田市の現状を考えると、いろいろ解釈の部分を含めて検討していかなければいけない。

#### ○近藤委員

指導員のスキルアップは、勿論大事です。20年位前に酒田に来た時に学童保育の求人を見たが、賃金が低すぎてさすがに無理でした。

保育士もそうだが、指導員の処遇面、勤務状況、代替職員とか分かるものをオープンにしてもらい、両面から質の向上を図っていかないと。利用する側が良い保育を願うのは勿論ですが、それが現場にすべて負担がいきってしまい不安がある中では中々良い保育をできないと思います。

保育士は伸びていくが指導員の処遇が上がらないのではまずい。新制度下では学童保育も網羅して公的助成なり対象にしていこうという流れはありますが、それを待つのか、市としてそうした噴出している状況に積極的に対応していくのかは別の話なのかなと

感じました。子どもにとっては今日・明日の話だと思います。

○会長

ありがとうございます。それでは、議題の子ども・子育て支援事業計画、前回まで大滝委員からもご意見をいただきましたが、とにかくチルドレンファーストと言いますか、まずは、子どもの事を考えられる計画をとということで委員の皆様からご意見をいただいています。先ほど藤井委員からもありましたように健康の面が大変心配ですし、子どもにもそういうしわ寄せ、プラス現場へのしわ寄せということで、近藤委員から保育の時間の延長と指導員の処遇について等の質問がありましたが、そちらについて事務局で把握していることを教えていただければと思いますが如何でしょうか。

○事務局（子育て支援課子ども支援係主任）

事前にいただいた質問で関連する事がありましたので回答させていただきます。

資料4になりますが、学童保育は何時まで延長保育ができるようになるのかというご質問をいただきました。それにつきまして、平成25年度に調査を実施したところです。

その中で、小学校低学年1～3年生の平日の学童利用希望時間を調べたところ、18時30分までが9割、19時までで延長してほしいが9.2%、19時以降も実施してほしいが1.4%、小学校高学年4～6年生の平日の学童利用希望時間ですと、今まで通りの18時30分までが87.4%、19時までが11%、19時以降が1.6%となっている。

また、土曜日の学童保育の利用希望につきまして、特に早朝の希望がございまして、今まで通り8時からというのが71.7%、7時からが3.2%、7時半から開始してほしいが25.1%という利用希望がございまして、延長保育についてはこの利用希望を踏まえて検討していきたいと考えている。

平成25年度に平田学童保育所で延長保育のモデル事業としまして実施したところですが、平日18時30分以降の延長保育については、モデル事業を実施する前は希望があったが、実施にあたっては利用希望者はおりませんでした。

夏休み等の長期休業時の早朝の延長保育については、人数までは手持ち資料が無いが数名実施したということです。

○会長

ありがとうございました。

○赤松委員

今の回答ですが、昨年度も会議で、迎えの時間は18時30分ではなく18時10分まで来て引渡しという形でないと担当の方に迷惑がかかるという事で、お母さんも休みの時は8時から来て先生お願いと言って預けていくのが現状だという話しをしました。今年は雪が少なかったので遅れることはなかったり、友達に頼んで月に何回か迎え



に行ってもらおうとか協力して解決しているが、結局 18 時 10 分というのが不可能というか、いろいろ都合が悪いというので、平田学区の方でモデルとしてやっているということだったんですが、その話もそういう困っている人、延長を必要としている人達に話したら、何故そこでニーズ調査をするのか、琢成とか亀ヶ崎とか需要があるところで試してみて初めて、やっぱりないんじゃないかとか、個人的な問題なんじゃないかとか、少ないニーズに合わせて別の手を差し伸べるような形、改善が見られるようにしないと実施している意味が無いと思う。

利用が無かったから必要ないのかといったら必要な人もいる、18 時 30 分までやってほしいという人がたくさんいるのも数で分かっているので、それを一回ゼロに戻していませんでしたね、じゃあこれでいいじゃないですかでは、まったくなくなってないということではないでしょうか。

私は子どもを自分で看ているので鬼気迫るものがないのですが、友達は来年はどうなるのか、今のままとか聞かれる内容なので、そこを変えていくのが今現状で、来年度からという鬼気迫る段階にあって、がくほれんでという部分もあると思うが、変えていかなければならないということから目をそらしてほしくないと思うので、その辺を深く話していく必要性があると思っています。

#### ○会長

ありがとうございます。先ほど近藤委員からの指導員の処遇については回答がなかったもので、学童保育の待ったなしの課題について、これだけご意見があったのでモデル事業の結果を含めて、或いは学童保育所施設の実態について、データといいますか事務局でお話しただけのものを委員に補足資料としていただければありがたいと思います。

それから、喫緊の課題だということを佐藤委員にもしたいと思うし、待ったなしで検討していかなければいけない課題として、今日表明したいと思いますが何か事務局でありますか。

#### ○事務局（子育て支援課長）

財源の関係とか人材確保の関係とかいろいろな問題を解決しなければなりません、この会議で出た意見ということでまとめさせていただいて、今後の検討材料にさせていただきたいと思います。出せる資料は確認させてもらい考えてみたいので、よろしくお願いします。

#### ○会長

よろしくお願いします。

#### ○池田委員

今回から参加させていただきます池田と申します。昨年のお話し合いに参加しなかったもので、どこまで進んでいるのか分からず意見を言いにくかったが、今回、学童保育に関

して、家には子ども4人おりまして高校生、中学生、小学生と保育園、3人とも学童保育にお世話になっています。

学童保育の一番最初の頃のスタートを聞きますと、親御さん達がどうしてもこういう施設が必要だということで、一生懸命掛け合ってやっとできた経緯があったと聞いています。その辺の話を聞いてみると、今こういう制度ができて必要性がある方のご意見を言うでしょうが、求めるばかりでなく、保護者自身も工夫したり、又はそこには延長保育をもってやってほしいというなら費用負担もプラスしてもいいという意見も必要だと思いますし、その辺をがくほれんさん市とかに求めてばかりでなく、保護者も協力してバランスを取りながら時間を延長したりとか、そういうふうに進めるべきだと思います。特に、求めるばかりの意見でなくて協力してやっていきたいと思いますという意見もあったということを、ぜひ残しておいてもらいたいのので、あえて言わせていただきました。

○会長

貴重なご意見ありがとうございました。

○櫛引委員

3点ある。1つ目は、藤井委員の先ほどの学童保育の質問があまり具体的でなかったのかなと思いましたので、明確に話してほしい。

2つ目は、時間の概念に関してです。ニーズ調査の結果で18時10分とか18時30分との話しがあった。18時30分というのは18時10分までお子様を引き取りにきてもらい、その後、施設の施錠をして職員がすべて帰る時間が18時30分なのか。つまり、17時～18時の間は親御さんも道路交通法を遵守しながら、いろいろな調整や焦りの中で必死に迎えにいつている現状からすると、この時間の概念について捉え方が違うのかなと思った。18時30分までお迎えが可能なのか、職員が帰るのが18時30分なのか明確にしてほしい。

3つ目に、受益者負担の話で、酒田市に対する要望や自分達も受益者として保護者も協力できるものということで費用負担の部分も池田委員から意見があったが、市議会における予算配分、少子化の問題を解決すべく子育て支援、これから確実に必要になってくる介護在宅支援に、酒田市として優先順位を高めて予算を配分していくのか、それとも別の社会保障関係に配分していくのか、議会議決の内容も市民に細かくお示しいただかないと経緯まで分かりかねる。子どもや子育て部分に予算を重点的に配分していくつもりはあるのか示していただきたい。

○会長

貴重なご意見ありがとうございました。3点あったが先に最後の2つ、時間の概念と予算配分の問題について事務局からコメントをいただきたい。

○事務局（子育て支援課子ども支援係主任）

預けられる時間が18時30分となっているので、もし18時10分までということで説明があったら、事務局でも指導を徹底させていただきます。預けることができる時間となっています。なお、18時30分までというのは、市の設置管理条例で指定管理しているところをございまして、あと運営団体に委託しているところの時間帯は地域の実情で違ってくるので一言付け加えます。

○櫛引委員

学童保育によっては、18時30分の時間が統一されているわけではなくて、地域の実情により18時10分まで必ず迎えにきてください、時間が過ぎると学童保育の担当職員より何で遅れるんですかというプレッシャーがかかる所もあるということですか。

○会長

情報が錯綜しているので後ほど確認して教えてください。ただ、地域あるいは学童施設によって事情が異なるようだという事は理解できましたが、それから職員の処遇のことも関わってくると思うのでよろしくお願いします。それでは藤井委員、お待たせしましたがよろしくお願ひいたします。

○藤井委員

まず、施設の人数が何人が適当かということは主観もあるので何人と言えない。ただ国の基準が明確に40人以下と出たものですから、酒田市の現状を勘案してどう具体的な基準に沿ったものにするか。学童80人の中で見る人が3~4人、そういう状況をしようがないねというのか、身近な危機管理ということで国の基準が40人以下と出たことで取り組むべき課題となるのか、ということです。

○櫛引委員

先ほど、小学校1年生の子が不安を抱えてしまったとあったが、どうしてそうなったのかということが聞きたかった。

○会長

それについては、委員のお子さんではないでしょうし、指導員の方とか専門の立場もいろいろあると思うので、そういう課題があるという捉えでよろしいでしょうか。学童保育については、いろいろな視点でこれからどうすべきなのかご意見があったので、ぜひ通常業務としても事務局の皆様は資料等をよろしくお願ひします。

次回、基準（案）が出てくるときに皆様からご意見をいただくことになるので③はよろしいでしょうか。

④の部分もまだ国から基準が示されていないが、保育に欠ける児童と今まで行政の方で判断基準とされてきたものから、たいぶ広がりをもたせることができるというようなこ

とも含めどうするべきかというご意見をいただいて、(1)を終了し(2)(3)に移っていきたいと思います。④について如何でしょうか。基準は条例等で定めるということですので、酒田市の実情も、5年前と今とは違うと思うし計画にも関わってくると思います。

#### ○山口委員

認定に対する支給の額について、支給認定子ども平等に取り扱う原則というのが8ページにあるが、認定に応じて金額は同じにすべきだという捉え方だと思うが、23ページの満3歳以上というところ、幼稚園に関しまして2号認定であっても1号認定を申請して幼稚園に行くことができるということは、ここで差額が生じるわけですが、これは就園奨励費ですとかそういうところで金額をまかなえるという考えだと思います。

ただ、各市町村によってその金額を動かすことが可能なわけで、その場合、差額に関しては市の方で対応していただくということで解釈してよろしいでしょうか。

#### ○事務局（子育て支援課家庭支援主査）

国や県から話しがきている分については、就園奨励費等については私学助成のままの幼稚園であることというところになるので、1号認定のお子さんしか行かないという印象がある。その中で、施設給付を受ける幼稚園というところで2号認定というようなお子さんが出てくると思いますので、その辺の差額といわれるところが明確でない。今の段階では、私学助成を受ける幼稚園が就園奨励費を受けるという捉えをしているので、今後情報を取り寄せながら回答したい。

#### ○山口委員

そうすると、単独の幼稚園において、2号認定を本来受けられるべき子どもに対して一時預かりをすることができるんですね。そこに関して、1号認定と2号認定の子どもで一時預かりを受けられるか受けられないかというところが出てくると思うが、その辺はどうなんでしょうか。

#### ○事務局（子育て支援課家庭支援主査）

従来の幼稚園の預かり授業については、預かり保育という形で市の事業になっていく形になるかと思うので、そちらについて、やるかやらないかを検討することになります。

#### ○会長

ありがとうございました。今後、引き続き情報が届き次第ということでよろしく願います。国の方もなかなか情報がまとまってなく、遅れている部分もあり事務局も苦勞があると思いますが、皆様お気づきの点をご指摘いただいて一緒に作り上げていければと思います。他によろしいでしょう。事務局にいろいろ意見が出ましたが、検討していただければと思いますのでよろしく願います。

次に(2)の子ども・子育て事業計画の骨子(案)について、これは庁内会議を経ての案と伺っているので、案の説明と(3)の今後のスケジュールについて一緒に説明いただければ計画案についてどういう意見を言えばいいかイメージしやすいと思うので、(2)(3)一緒でもよろしいでしょうか。

○事務局(子育て支援課長)

【資料2、資料3についての説明】

○会長

ありがとうございました。かなりタイトなスケジュールで今年度は重要な年だと認識します。目標まで案を出していただいたので、皆様からご意見をいただきたいが、事前に宮田委員から具体的な他に参照すべき資料も含めて提示いただいておりますし、佐藤委員からも親と子の健康を守る環境づくりのところとか、具体的な課題について提案と以前の質問の確認をいただいています。子どもの育ちについて意見をいただいています。が、それ以外にもありましたらお願いします。

○岩間委員

酒田市独自の施策ということで、親育ちの支援等とあるが、今具体的に何か考えられていることがあるのか。それというのは、親は育つというところはどのようなところなのかなと思ったときにワークライフバランスというのがあって、時間の使い方とか、働き方とか、考え方とか、そういう部分で市に求めるだけでなく、働き方も考えて、子どものことも考えて、親も育つ、学ぶという必要があるのかなと感じました。ワークライフバランスの資料を探して事業所での取り組みとか、愛知県等先行している所はあるが、酒田市でも働き方も整っている所があるんだよということを市民に示せるものがあれば理解が深まるのかなと思いました。

○会長

ありがとうございました。大変重要な視点で、一人一人ということもありますが、行政だけでなく、いろいろな市内のアンテナを高く張った発信とか啓発も必要なのではないかとのご意見でした。

○事務局(子育て支援課長)

ワークライフバランスの件がありましたが、現在、東北公益文科大学の先生方にご協力いただき、企業の理解も子育てには必要ですので出前講座等をさせていただいております。

○事務局(子育て支援課家庭支援係主任)

親育ちというところについて補足させていただきます。例えば、上段の国の子育てに関する理念のところにも少し出てくるが、子どもに接していく上で、日々、子どもの成長をみながら、我が子の成長に対して喜びや感動を受けていく。そして、子どもの成長に合わせて親も親としてだんだん成長していくことが子育てであるというところもあるわけですが、親育ちの支援について、具体的に今考えているところは、例えば、保護者も保育園等の施設からただ提供されるだけでいるとどうしてもそれだけで終わってしまう。親が例えば与える側になってはじめて、それに対してうまくいったことでの達成感を得ることにより、満足度というものも生まれてくるのではないかというのが一つ考えていたところです。

そういった中で、例えば今年度、はあとほっとコンサートということで子育て中の親子を対象にした身体を使った音楽の遊び、コンサートを企画しているが、その開催の準備も子育て中の親に参加していただき、一緒につくりあげていくことで、子育ての満足度というものが得られていくのではないか、そういう満足度をつくっていく取り組みもこれからは必要な視点ではないかということで取り組んでいきたいと考えている。

#### ○会長

ありがとうございました。一つの具体的な取り組みの例としてお話いただきましたが、大変重要なところですので、ぜひ、ご意見をいただきながら具体的な計画を立てられればと思います。

#### ○池田委員

スケジュールを拝見しますと、実際の具体的な施策については8月で考えて、この会議に示されるのは10月になるのでしょうか。こういうのも付け足してほしいとか意見を言える会議は10月になりますが8月は出来ないか確認です。

#### ○事務局（子育て支援課家庭支援係主任）

庁内で後期行動計画の評価の部分を変えて精査して次の計画の具体的な施策に結びつくように、もう一度評価を練り直しているが、その検討が6月～7月と続いていくので、その中で例えば具体的な施策まではいかなくても重点課題までは決まったとか、今お示しできるところまでを随時、10月というわけではなく、8月の会議とかで情報を流してご意見をいただきたいと思います。

#### ○会長

はい分かりました。よろしく願いいたします。

#### ○山口委員

今回の法改正の場合に一番忙しいのが幼稚園です。移行するのかわからないかの結論を出さなければならない時期がある。9月では遅いんです。園児募集を始める前に料金を決

めなければならない。これは県の責任になるかも知れませんが、直接契約なものですから、今年度はこうなりますではダメなんです。来年度はこうなんですという金額提示、これが9月中旬に各学校法人が役員会を開いて議決して、9月中旬に県に届け出るとというのが基本です。

池田委員の質問と同じで幼稚園連合会としても8月に本当に決めなければならないという時期なんです。それを少し考えていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○会長

事務局も大変だと思いますが、どんどん出していただくということでよろしくお願いいたします。

○近藤委員

お2人の質問と関連したことで、どちらかという悲観的な見方をしまして、9月の条例制定、従前は6月の定例会に条例をと国々のスケジュールだったが間に合わないから9月議会となってしまうている。

全国の自治体の声を拾うと、無理という声、もう間に合わないというのが大半です。我々、施設給付型特定教育・保育施設の立場からすると、意向調査が6月頃にあるのではないかと噂があるが、実際に幼稚園も10月に受付開始というスケジュールからしても、平成27年度当初から今度ある幼保連携型認定こども園に移行していくのは無理じゃないか、その保険として国の方は移行調査は毎年ありますからという話がある。

その辺は市町村も分かっている部分があると思うので、幼保連携型認定こども園への移行が実際に平成27年度に酒田市も含め実施するのか、それとも私学助成の幼稚園、保育園は2号認定、3号認定のお子さんを預かるようになっていくが、逆に1号認定の方も幼保連携型認定型こども園に移行して見ていくというのは難しいのではないかとみている。

ただ、例外として、公立保育所は自動的に幼保連携型認定こども園に移行することはあるのか。その辺の見込みを教えてください。最後にサービスという言葉は今後使わないとあり、大変うれしく思っております。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございました。如何でしょうか。

○事務局（子育て支援課家庭支援係主任）

ご意見ありがとうございます。国のスケジュールが押しているところは本当にありまして、6月に公定価格の仮単価が示されるというスケジュールも示されており、それを受けて意向調査が行われるという予定にはなっていますが、時期的なものも含めてまだ

情報が入ってません。そうした中で、各施設を経営される方には不明瞭なところが多く、ご迷惑をおかけしているところです。

先ほどの公立保育園の動きですが、今のところは保育園の形で新制度に向かっていき、特に郊外の方から、先になるかと思いますが、認定こども園化というところを検討していかなければいけないかなと考えております。

#### ○会長

ありがとうございます。11時半で終われればと思っておりましたが、重要事項があり12時も近づいてしまいました。今のところと関連して意見をいただいていたものに対して回答があったら最後にまとめてお願いし、さらに委員からあればということで12時前には終了したい。

#### ○事務局（子育て支援課長）

事前に質問・意見をいただいていた部分にお答えしたいと思います。

櫛引委員からは、学童保育延長などに高齢者や退職者の有資格者を活用できないかというご意見をいただきました。

活用はできなくはないと思います。学童保育所の運営団体と話し合いをしながら検討すべきと考えています。

佐藤委員より、放課後児童健全育成事業の設備基準について、児童1人あたり1.65㎡という面積について、玄関やトイレ等は除いた面積にしてほしいというご意見については、ご指摘のとおり玄関やトイレ等を除いた占用区画として検討しております。

北谷委員からいただいたスポーツ少年団については、スポーツ少年団の活動時間等について、文化スポーツ振興課に現状を聞いたので回答を代読させていただきます。

スポーツ少年団については、それぞれの団が独自に自主的に考えて活動している。酒田市の場合、地区のコミュニティ振興会の事業で実施しているところが多い。活動内容も特定のスポーツ種目に取り組む団もあれば、色々な種目を幅広く取り入れているものもあり、練習の目的も試合で勝つ事を目指す団もあれば、楽しく身体を動かして礼儀を学ぶところもある。活動時間は指導してくれる方の都合に合わせた時間帯になっているようです。また、団には子ども達の活動だけでなく大人も含めた地域スポーツクラブを形成するという目標もあって、多くのスポーツ少年団には子ども達の保護者や活動を支援する方々で組織された育成組織があり、普段の活動を支援するほか自分達自身のスポーツ活動をはじめ、様々な活動を積極的に行っているところもあります。各団の自主的活動ということで行われているため、全ての保護者の望む活動にはならない面もあると思うし、金のかかる面もあると思います。それぞれの団の自主的活動については、市や学校が意見することは難しいと考えています。例えば、行き過ぎた指導をされている等の問題があれば、市がスポーツ少年団の地区役員を通じてお話しをさせていただくような対応はあるかなと考えている。

北谷委員の子ども達の携帯電話についてのご意見は、学校教育課の方からお願いします。



#### ○学校教育課長（代理）

学校で携帯は禁止できないかとの意見をいただきました。児童生徒の携帯電話への対応については、今や社会全体で問題だと言われております。今回は、教育委員会としての考え方を求められているということなのでお答えします。

携帯電話の利用ははじめに繋がるのではないかということについては、SNS ソーシャルネットサービスなど特定の関係の中でのやり取り、つまり、閉ざされた世界における中傷とか仲間外れの心配はあります。従って、外部の人間には何をしているのかを把握するのは非常に困難である場合が多く、実態把握の困難さや対応の困難、学校・家庭・関係機関を挙げて取り組むべき緊急かつ重大な課題と捉えています。SNS のはじめが起きないようにするためには予防的取り組みが大事であると考えます。

1 つは情報モラルテープです。まず、教員がその危険を認識して児童生徒の指導にあたります。また、学校の指導だけではなく家庭での教育が不可欠です。学校だけでは補えないところもあるので協力をお願いします。

2 つ目は家庭でのルールづくりやフィルタリングなどの呼びかけも声をかけていますし、昨年度末には文科省から春の安心ネット新学期一斉行動の文書も出されて、教育委員会を通し各学校に通知され入学説明会、入学式、保護者会といった行事を通して保護者に対してインターネットを含めスマートフォン、携帯でラインもできるので、各学校・PTA でも積極的な周知・啓発を行っています。

今、学校では、自分で考え、判断し、主体的に行動できる、生きる力やより良いコミュニケーションの力を子ども達に伝えようとしています。子ども達を温かく見守り、支える皆様とともに考えるのが大事だと考えています。

子どもに携帯を買い与えること、持たせること、使い方について保護者に課題意識を持ってもらえるよう学校ではあらゆる方法を駆使し啓蒙を図っていることをご理解願いたい。教育委員会では学校・家庭・関係機関が一体となることによりはじめを防いで、酒田の子ども達の健全な育ちに繋げていきたいと考えています。

この会議には様々な立場の方が参加しておりますので、いい機会ですので、どんなことがそれぞれの立場でできるかということをお話いただければたいへんありがたいし、学校に返していただければと思います。

#### ○会長

ありがとうございます。今日は時間の都合上、意見の交換までできませんでした。残りのご意見もひきつづきお願いします。

#### ○事務局（子育て支援課長）

櫛引委員から、村山市や埼玉県ふじみ野市のように貧困家庭の学習支援ができないか、というご意見をいただきました。

酒田市でも NPO 法人『にこっと』さんで、県から委託を受けて一人親世帯を対象に

実施されています。

佐藤委員より、事業計画の施策として、煙草やアルコール、違法薬物の乱用防止について検討してください、というご意見をいただきました。

煙草については、受動喫煙防止の観点からは家庭内での親の姿勢について対策を行うことも考えられるし、健全育成という関係からはアルコール等の子どもが手を出すことを予防する対策も考えられます。取り組み内容を検討したいですし、関係団体とどういう連携ができるかも含めて検討していきたい。

同じく宮田委員から、地域型保育の前に特定が付くのではというご指摘をいただきましたが、付けるべきと思いますので、修正します。事業計画の骨子案についてもいろいろいただきましたが、委員のご意見を踏まえてこれから詰めていく段階で反映させていただくということで、よろしく願います。

○会長

ありがとうございます。最後に急ぎ足になってしまい申し訳ございません。本日はここまでにさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局（子育て支援課長補佐）

どうもありがとうございました。長時間にわたるご審議、ありがとうございました。以上で閉会いたします。次回は6月下旬あたりを予定しています。詳しい日程等については、追って連絡いたします。